

連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向②—破産編—

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



8月号に続いて、コロナ禍での法的倒産案件数の動向を紹介いたします。今回は破産編です。

1 破産手続の利用状況

(1) 2020年

2020年に裁判所が受け付けた破産事件の数は全国で78,104件(2019年比2.6%減)、東京(本庁)で8,807件(2019年比8.0%減)となっています。東京の8,807件の内訳は法人破産1,438件、個人破産7,369件であり、いずれも2019年比で減少となりました¹。東京地裁(本庁)の2016年から2019年の破産事件数は年間9,000件台中盤から後半で推移していましたので、2020年の8,807件は大きな減少といえます。減少の要因としては、コロナ禍による影響緩和のための各種公的給付や金融機関による資金繰り支援の浸透等が考えられます。

(2) 2021年1月から8月の動向(速報値)

2021年1月から8月31日までの間の官報公告で確認できた破産事件数は、東京地裁(本庁)4,960件(2020年同時期:5,190件)、大阪地裁(本庁)3,257件(2020年同時期:3,421件)でした。このことからしますと、東京・大阪の足元の状況として破産事件数は2020年比で減少傾向がみられているといえそうです。

2 コロナ禍での東京地裁の債権者集会の運用
(破産者等の出席の可否)

破産者及びその代理人は、利害関係人に対する説明義務を負っていることから(破産法40条1項1号及び2号参照)、債権者集会に必ず出席しなければならないとされています²。

もともと、東京地裁(本庁)では、2020年4月以降、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特に必要のない限り、破産者及び代理人の出頭を求めない運用(管財人は出席しています。)が取られており、債権者集会の様子が変化しています。この運用がいつまで続くかは決まっていますが、足元の感染状況を踏まえると当面は続くと思われます。他方、コロナ禍でも債権者が債権者集会に出席できるのは従前どおりですが、債権者が集会に出席しても、破産者及び代理人に対して直接説明を求められないことが想定されますので、留意が必要です。また、一部の大規模な破産事件ではコロナウイルス感染拡大防止の観点から債権者集会を開催せずに手続が進められる(債権者集会非招集型)こともあるようです³。

8月9日と法的倒産手続の動向を見てきましたが、次回10月号は、一度、法的倒産を離れて、私的整理((仮)「コロナ禍での倒産事件の動向③—私的整理(協議会・事業再生ADR)編」)を予定しています。

1: 竹下慶「東京地方裁判所における破産事件の運用状況」法曹時報73巻8号1451頁

2: 永谷典雄ほか編「破産・民事再生の実務【第4版】破産編」503頁(金融財政事情研究会、2020)

3: 竹下慶「東京地方裁判所における破産事件の運用状況」法曹時報73巻8号1451頁

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】